

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1047号)

平成24年5月31日

横情審答申第1047号

平成24年5月31日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく

諮問について（答申）

平成23年7月28日金高第686号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「請求者本人に係る保健相談票(特定年月日受付)」の個人情報一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「請求者本人に係る保健相談票(特定年月日受付)」の個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「請求者本人に係る保健相談票(特定年月日受付)」(以下「本件個人情報」という。)の個人情報本人開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が平成23年5月10日付で行った個人情報一部開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。)第22条第3号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件個人情報のうち、相談者に関する情報及び本人開示請求者である異議申立人(以下「申立人」という。)以外の発言内容は、申立人以外の個人に関する情報であって、開示することにより、申立人以外の特定の個人を識別することができることから、本号本文に該当する。
- (2) 非開示とした発言内容は、申立人が聞いていない場で相談を受けた職員が直接聞いた第三者の発言であることから、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のとおり要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件個人情報の全てを開示するよう求める。
- (2) 全ては、申立人本人の知らない所で話が勝手に進められていたようであり、命に関わる事件の全貌を解明するため、相談内容、相談を持ちかけた人物の氏名など、本件個人情報の全部の開示を求める。

- (3) 区への相談内容は、事実・真実に基づかなければならず、相談者はその発言内容に責任を負うものとする。開示の心配がないから何を言っても構わないという発想で行うべきものではない。
- (4) 個人情報保護法が全ての法、あるいは人間社会のあらゆる事象よりも上位にくるわけではない。生命の安全、安心できる生活を営む権利など基本的人権は憲法で保障されている。

5 審査会の判断

(1) 本件請求の趣旨について

申立人は、本件の個人情報本人開示請求書の「1 本人開示請求に係る保有個人情報」欄に、「横浜市の保有する申立人本人に関する金沢区在住時代から現在までの精神保健福祉相談記録」と記載しており、この記載からは、申立人本人が行った精神保健福祉相談の記録の開示を求めるものとも考えられる。

しかし、申立人は、異議申立書の異議申立ての理由に、「すべて本人の知らない所で話が勝手に進められていたようです。」と記載し、意見書において、「相談内容、相談をもちかけた人物の氏名など、情報の全部開示が、・・・是非とも、必要です。」と記載している。また、当審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、本件請求に当たっての申立人とのやり取りにおいて、申立人からは、申立人以外の個人が申立人を対象者として行った精神保健福祉に関する相談内容の開示を求めたいとの話があったとのことであった。

これらのことから、本件請求の趣旨は、申立人以外の個人（以下「本件相談者」という。）が申立人に関する相談を行っていることを前提として、福祉保健センターが作成した精神保健福祉相談記録の開示を求めるものであると解される。

(2) 本件個人情報について

ア 横浜市各区の福祉保健センターでは、横浜市福祉保健センター精神保健福祉業務実施要綱に基づき、横浜市内に住所を有し、希望する者を対象に、面接や電話により精神保健福祉に関する様々な相談を受け、相談内容に応じて必要な援助等の業務を行っている。

イ 本件個人情報は、金沢区福祉保健センターが、本件相談者からの相談を受けて作成した精神保健福祉に関する相談の記録（以下「精神保健福祉相談票」という。）である。本件個人情報には、受付日、方法別、担当者、対象者の氏名及び住所等、相談者の氏名及び住所等、主訴、相談内容、援助内容等が記録されてい

る。

ウ 実施機関は、本件個人情報のうち相談者の氏名、住所、続柄及び電話番号、「主訴」欄、「相談内容」欄の一部、「援助内容」欄の一部並びに「裏面記録用紙」に記録された相談・援助内容の一部を条例第22条第3号に該当するとして非開示としている。

(3) 条例第22条第3号の該当性について

ア 条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 横浜市各区の福祉保健センターでは、前記(2)アで述べた精神保健福祉に関する相談業務の遂行に当たり、必要に応じて、相談者からの相談に基づく精神保健福祉相談票を作成し、当該相談票には、相談対象者との関係、主訴、相談内容、相談に対する援助内容等について職員が取りまとめたものを記録している。

ウ 本件個人情報は、特定年月日の本件相談者からの相談に基づき金沢区福祉保健センターの職員が作成した精神保健福祉相談票であり、当審査会が見分したところ、本件個人情報には、対象者である申立人の行状に関して、本件相談者の相談に至る経緯、相談内容、相談に対する援助内容等が具体的に記録されていることが認められた。

エ 実施機関は、本件個人情報が申立人を対象者として作成されたものであり、本件個人情報には申立人に係る個人情報が記録されていることから、本件処分を行ったと考えられる。しかし、本件個人情報は、本件相談者からの相談に基づき作成されたものであるから、その全体が、本件相談者の個人情報としての性格を有しているといえ、本件個人情報に申立人の個人情報が含まれるとしても、全体としてみれば、統一的な本件相談者の個人情報として取り扱われるべきものであるといえる。

オ ところで、条例第24条は、本人開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかに

しないで当該本人開示請求を拒否することができる例外措置について定めている。存否応答拒否を行うには、本人開示請求に係る保有個人情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、開示したのと同様の効果が生じること及び本人開示請求に係る保有個人情報が、非開示として保護すべき利益があることの二つの要件を備えていることが必要であると解される。

カ 前述した精神保健福祉に関する相談業務の内容や本件個人情報の性格を踏まえると、本件個人情報の有無を明らかにすることは、本件相談者が申立人を対象者として行った精神保健福祉に関する相談の事実の有無を明らかにすることになる。このような情報は、本件相談者にとっては申立人に開示されることを想定しない情報であって、申立人に知られることを望まない情報であると考えられることから、本人開示請求者以外の特定の個人が識別できないとしても、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、条例第22条第3号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

したがって、本件請求は、本来であれば、非開示とすべき本件相談者の個人情報を求める開示請求であるとして、条例第24条を適用して個人情報の存否応答拒否の取扱いをすべきであったというべきである。

キ しかしながら、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第47条第3項は不利益変更を禁止していることから、当審査会でも同条の規定を類推し、実施機関の決定は結論において妥当であると判断した。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を条例第22条第3号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成23年7月28日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成23年8月5日 (第123回第三部会) 平成23年8月9日 (第197回第二部会) 平成23年8月11日 (第190回第一部会)	・諮問の報告
平成23年8月30日	・異議申立人から意見書を受理
平成24年2月16日 (第201回第一部会)	・審議
平成24年3月8日 (第202回第一部会)	・審議
平成24年3月22日 (第203回第一部会)	・審議
平成24年4月12日 (第204回第一部会)	・審議
平成24年4月27日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成24年5月17日 (第206回第一部会)	・審議